

練馬区立幼稚園長様  
練馬区立小学校長様  
練馬区立中学校長様  
練馬区立小中一貫教育校長様

練馬区教育委員会教育振興部  
教育指導課長 山本 浩司  
(公印省略)

練馬区立学校（園）における  
令和4年度卒業式・修了式および令和5年度入学式・入園式の実施について（通知）

このことについて、令和4年12月19日付け4教指企第1388号にて東京都教育庁指導部指導企画課長より別添のとおり通知がありました。練馬区立学校（園）における卒業式・修了式（以下「卒業式等」という）については、新型コロナウイルス感染症対策を施した新しい生活様式を踏まえ、参加人数や内容の縮小および活動時間や準備時間の縮減等の工夫を講じた上で実施いたします。

つきましては、区立学校（園）における卒業式等については、下記に基づき実施していただくようお願いいたします。

なお、現在新型コロナウイルス感染者数は高止まり傾向にあり、本通知における対応は今後の状況により変更する場合があります。

記

1 方針

練馬区内における新型コロナウイルスの感染状況や都立学校における対応、「練馬区立学校（園）改訂版感染予防のガイドライン（新型コロナウイルス感染症）第四改訂版」等を踏まえ、新型コロナウイルスの感染リスクを低減させる対応策を講じた上で、区立学校（園）における卒業式等を実施する。

2 参列者

身体的距離＜少なくとも1 m程度＞（ただし、マスクの着用や会話をしないなど飛沫拡散の防止策を講じた場合はその限りではない。）が確保できる範囲で、各校が参列者を決定する。

3 時間短縮に向けた内容の削減・縮減

- （1）児童生徒数等、学校（園）の規模に応じて、卒業証書授与の方法を工夫する等、可能な限り削減・縮減する等の内容の見直しを行う。
- （2）内容の削減・縮減を踏まえ、連日および長時間の練習（予行を含む）を控える。

4 感染防止の措置

- （1）風邪のような症状のある児童生徒、教職員、保護者には参列を控えるよう促す。参列者には式当日の検温を徹底するよう周知する。
- （2）可能な限り参列者の椅子の間隔（前後左右1 m程度）を空ける。
- （3）保護者および在校生の参列については、上記の座席間隔の確保を前提とした施設規模に応じた人数とする。
- （4）式中は、30分に1回を目安に、2方向の窓を5分程度開放する。
- （5）在校（園）生との呼びかけ等や国歌および校（園）歌等の歌唱を行う場合は、マスクを着用して行う。国歌および校（園）歌等の歌唱を行わない場合は、いずれもCD等に録音された歌唱入りの楽曲を、会場全体に聞こえるように再生する。

なお、校歌や他の式歌を斉唱（合唱）しながら国歌斉唱を行わない事例等は、不適切な事例に該当する。

- (6) ブラスバンド等の演奏は、感染防止の措置を講じた上で可能とする。
- (7) 校長式辞、卒業証書授与や送辞・答辞等はマスクを着用したまま行うことを原則とするが、演台等にアクリル板を設置する等、飛沫拡散の防止策を講じた場合はその限りではない。
- (8) 式後についても、参列者の会場滞在時間の縮減と参列者同士の接触機会の減少を図る。

## 5 その他

- (1) 区の幹部職員、教育委員等による区長祝辞（告辞）の読み上げは実施する。このことを踏まえ、式全体の構成を考える。
- (2) 式当日に陽性および濃厚接触等の判定を受けていて参列できない児童生徒がいる場合は、保護者と調整を図り、別日における卒業証書授与の実施を検討する。
- (3) 入学式、入園式も卒業式等に準じた対応を取ることとする。
- (4) 学区域の都議・区議会議員には、式の案内をする。
- (5) 別添の保護者および来賓向け文書を必要に応じて配付する。
- (6) マスク着用を原則とするが、身体的距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用の必要がないことから、本人の意に反してマスクの着用を無理強いすることのないよう留意する。

### 【連絡先】

教育指導課 指導主事

電話 5984-5759